

関西圏 国家戦略特別区域 区域計画

1 国家戦略特別区域の名称

「関西圏 国家戦略特別区域」

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) 名称：保険外併用療養に関する特例 関連事業

内容：保険外併用療養に関する特例

(令和4年4月1日から規制の特例措置が全国展開)

以下に掲げる医療機関が、米国、英国、フランス、ドイツ、カナダ又はオーストラリアにおいて承認を受けている医薬品等であって日本においては未承認のもの又は日本において適応外の医薬品等を用いる技術全てを対象として、保険外併用療養に関する特例を活用し、迅速に先進医療を提供できるようにする。

① 大阪大学医学部附属病院（大阪府吹田市）【平成26年度中に実施】

(例) 卵巣癌治療薬など

② 国立研究開発法人国立循環器病研究センター（大阪府吹田市）【平成26年度中に実施】

(例) 皮下植込み型除細動器、手術支援ロボット「da Vinci」による心臓手術など

③ 京都大学医学部附属病院（京都市左京区）【平成27年度を目指して実施】

(例) 咽喉頭癌に対する経口的ロボット支援手術法など

(2) 名称：国家戦略特別区域高度医療提供事業

内容：病床規制に係る医療法の特例

(国家戦略特別区域法第14条に規定する国家戦略特別区域高度医療提供事業)

① 地方独立行政法人神戸市民病院機構が、世界初のiPS細胞を用いた臨床研究である網膜再生治療をはじめ、遺伝性網膜疾患への遺伝子治療や口腔粘膜を活用した角膜再生など、最先端の医療技術の実用化促進等を図るため、「神戸アイセンター（神戸市中央区）」内に眼科病院（新規病床30床）を開設する。【平成29年度中の開業を目指す】

② 一般社団法人中之島アイセンター推進協議会が、世界初のiPS細胞由来角膜上皮細胞及び内皮細胞移植など、最先端の医療技術にかかる臨床研究、外来、手術、リハビリ等の治療を一貫して提供するため、「(仮称) 未来医療国際拠点

(大阪市北区)」内に眼科診療所（新規病床 19 床）を開設する。【令和 5 年度中の開業を目指す】

(3) 名称：国家戦略道路占用事業

内容：エリアマネジメントに係る道路法の特例

(令和 4 年 3 月 17 日から規制の特例措置が全国展開)

国家戦略特別区域法上の国家戦略道路占用事業を実施する以下の各事業者等が、それぞれの公道を活用し、収益施設、利便施設、にぎわいや景観創出のための施設等を設置する。

本事業に係る道路の区域及び施設等の種類は、別紙 1 に定める区域においては国家戦略特別区域法施行令第 24 条の施設等、別紙 2 に定める区域においては国家戦略特別区域法施行令第 24 条第 1 号、第 2 号及び第 5 号の施設等、別紙 3～6 に定める区域においては国家戦略特別区域法施行令第 24 条第 4 号の施設等、別紙 7 に定める区域においては国家戦略特別区域法施行令第 24 条第 2 号、第 3 号及び第 4 号の施設等、別紙 8 及び別紙 9 に定める区域においては国家戦略特別区域法施行令第 24 条第 5 号の施設等とする。（事業実施の際は、清掃活動、迂回路等の交通案内、自転車マナーの啓発の実施などの措置を併せて講ずる。）

① 一般社団法人グランフロント大阪 TM0

- ・九条梅田線、工業学校表通線（別紙 1、2）

② 姫路市

- ・都市計画道路駅前幹線、市道幹第 3 号、区画道路区 10-2 号、都市計画道路飾磨幹線、都市計画道路内環状東線（別紙 3～6）【平成 28 年 4 月を目途に実施】

③ 一般財団法人和知ふるさと振興センター

- ・国道 27 号線（別紙 7）【令和元年度より実施】

④ YOM（ヤオオタイヤマーケット）実行委員会

- ・八尾第 424 号線、八尾第 147 号線、八尾第 86 号線、八尾第 149 号線（別紙 8、9）【令和 3 年度より実施】

(4) 名称：歴史的建築物利用宿泊事業

内容：歴史的建築物等に係る旅館業法施行規則の特例

(平成 30 年 6 月 15 日から規制の特例措置が全国展開)

一般社団法人ノオト（兵庫県丹波篠山市）が、丹波篠山市城下町地区等にお

いて、地域団体等と連携し、古民家等を活用した宿泊施設を営業する。【平成 27 年 10 月を目途に実施】

(5) 名称：課税の特例措置活用事業

内容：設備投資に係る課税の特例

(国家戦略特別区域法第 27 条の 2 に規定する課税の特例措置活用事業)

① iPS 細胞由来の血小板製剤供給事業

ア) 活用しようとする課税の特例措置

i) 特別償却・投資税額控除、ii) 研究開発税制の特例、iii) 固定資産税の課税標準の特例

イ) 課税の特例措置の対象としようとする事業の内容

a) 当該事業の概要

安全性が高く、安定供給が可能で、医療コストの低い血小板の輸血を実現するため、ヒト iPS 細胞から、血小板の元となる細胞（巨核球マスター・セル）を経て、高品質の血小板を大量生産する方法の研究開発を行う。

b) 当該事業が行われる区域 京都大学医学部附属病院内等

c) 当該事業の実施期間 平成 27 年 4 月～平成 32 年 4 月

d) 当該事業により取得等される設備等の概要

iPS 細胞由来の血小板製剤製造に係る研究開発用細胞培養装置一式 等

ウ) 該当する国家戦略特別区域法施行規則の条項 第 1 条第 2 号ロ

エ) 特区の目標を達成するための位置付け及び必要性

本事業により研究開発を行う iPS 細胞由来の血小板製剤の製造は、世界の医療分野における我が国の国際競争力の強化に寄与する取組みと位置付けられ、関西圏における特区の目標に相当程度寄与する。

オ) 事業の実施主体 株式会社メガカリオン（京都市下京区）

② MEMS デバイスを用いたディスポーザブル型医療機器の開発に関する事業

ア) 活用しようとする課税の特例措置

i) 特別償却・投資税額控除

イ) 課税の特例措置の対象としようとする事業の内容

a) 当該事業の概要

医療現場において、QOL 改善や医療事故の防止、患者負担軽減を実現するため、超小型高性能・低コストマイクロポンプを活用したディスポーザブル型医療機器の開発を行う。

b) 当該事業が行われる区域 大阪府和泉市あゆみ野 2 丁目 6 番 1 号

（大研医器株式会社商品開発研究所）

c) 当該事業の実施期間 平成 27 年 11 月～平成 30 年 3 月

- d) 当該事業により取得等される設備等の概要
MEMS デバイスを用いたディスポーザブル型医療機器の製造設備等
- ウ) 該当する国家戦略特別区域法施行規則の条項 第1条第2号ロ
- エ) 特区の目標を達成するための位置付け及び必要性
本事業における先端的な医療機器の開発は、世界の医療分野における我が国の国際競争力の強化に寄与する取組みと位置付けられ、関西圏における特区の目標に相当程度寄与する。
- オ) 事業の実施主体 大研医器株式会社（大阪市中央区）
- ③ iPS 細胞を用いた再生医療製品の事業化を目的とした GMP 適合生産施設の構築事業
- ア) 活用しようとする課税の特例措置
- イ) 課税の特例措置の対象としようとする事業の内容
- a) 当該事業の概要
GMP に適合した再生医療製品の安定供給を実現するため、安全性、安定性及び均質性を有する、他家由来 iPS 細胞を用いた再生医療製品を商業生産する方法の研究開発を行う。
- b) 当該事業が行われる区域 大阪府吹田市江の木町 33 番 94 号
(住友ファーマ株式会社総合研究所)
- c) 当該事業の実施期間 平成 29 年 2 月～平成 35 年 3 月
- d) 当該事業により取得等される設備等の概要
他家由来の iPS 細胞を用いた再生医療製品の製造設備等
- ウ) 該当する国家戦略特別区域法施行規則の条項 第1条第1号イ
- エ) 特区の目標を達成するための位置付け及び必要性
本事業により研究開発を行う他家由来 iPS 細胞を用いた再生医療製品の商業生産は、世界の医療分野における我が国の国際競争力の強化に寄与する取組みと位置づけられ、関西圏における特区の目標に相当程度寄与する。
- オ) 事業の実施主体 住友ファーマ株式会社（大阪市中央区）
- ④ 核酸医薬原薬開発事業
- ア) 活用しようとする課税の特例措置
- イ) 課税の特例措置の対象としようとする事業の内容
- a) 当該事業の概要
核酸医薬の実用化に向けた原薬供給体制を確立することを目的に、核酸医薬原薬の大量製造を可能とする新しい製造技術の研究開発を行う。
- b) 当該事業が行われる区域 大阪府茨木市彩都あさぎ 7 丁目 7 番 29 号
- c) 当該事業の実施期間 平成 30 年 3 月～平成 35 年 3 月

【平成 30 年 3 月着工、平成 30 年 12 月竣工予定、平成 31 年 3 月運用開始予定】

d) 当該事業により取得等される設備等の概要

核酸医薬原薬の大量製造を可能とする新しい製造技術の研究開発施設等

ウ) 該当する国家戦略特別区域法施行規則の条項 第 1 条第 1 号イ

エ) 特区の目標を達成するための位置付け及び必要性

本事業により研究開発を行う核酸医薬原薬の大量製造を可能とする新しい製造技術は、世界の医療分野における我が国の国際競争力の強化に寄与する取組みと位置づけられ、関西圏における特区の目標に相当程度寄与する。

オ) 事業の実施主体 株式会社ジーンデザイン（大阪府茨木市）

(6) 名称：国家戦略特別区域血液由来特定研究用具製造事業

内容：iPS 細胞から製造する試験用細胞等への血液使用の解禁に係る安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の特例

(令和 2 年 9 月 1 日から規制の特例措置が全国展開)

以下に掲げる事業者が、再生医療技術を活用し、医薬品の研究開発等に係る国際競争力を強化するため、血液を使用して、業として、iPS 細胞から試験用細胞等を製造する。

① 株式会社 iPS ポータル（京都市上京区）【平成 28 年 1 月より実施】

② 株式会社幹細胞＆デバイス研究所（京都市下京区）【平成 31 年 3 月を目指して実施】

(7) 名称：国家戦略特別区域限定保育士事業

内容：保育士資格に係る児童福祉法等の特例

(国家戦略特別区域法第 12 条の 5 に規定する国家戦略特別区域限定保育士事業)

保育士不足解消等に向けて、大阪府がその府内全域において、国家戦略特別区域限定保育士試験を実施する。【平成 27 年度より実施】

(8) 名称：特定非営利活動法人設立促進事業

内容：N P O 法人の設立手続の迅速化に係る特定非営利活動促進法の特例

(令和 3 年 6 月 9 日から規制の特例措置が全国展開)

新たな産業と雇用の創出に寄与するとともに、社会起業の重要な担い手でもある特定非営利活動法人（N P O 法人）の設立を促進するため、兵庫県及び神戸市が所轄庁として実施する N P O 法人の設立認証手続における申請書類の縦覧期間を、1 月から 2 週間に短縮する。【平成 27 年度中を目指して実施】

(9) 名称：国家戦略特別区域診療用粒子線照射装置海外輸出促進事業

内容：粒子線治療の研修に係る出入国管理及び難民認定法施行規則の特例

(令和5年3月31日から規制の特例措置が全国展開)

兵庫県立粒子線医療センターにおいて、粒子線治療の普及及び日本製診療用粒子線照射装置の輸出促進のため、外国の医師、看護師又は診療放射線技師や、同行する放射線物理工学の専門家等を受け入れ、粒子線治療に係る研修の期間を現行の1年から2年までとする。【平成28年1月より実施】

(10) 名称：国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業

内容：旅館業法の特例

(国家戦略特別区域法第13条に規定する国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業)

国家戦略特別区域法第13条第1項に規定する特定認定を受けた者が、次に掲げる地域において、海外からの観光客やMICEへのビジネス客等の滞在に適した施設に係る外国人滞在施設経営事業を行う。

① 大阪府の別図1の区域

【平成28年4月を目途に実施（池田市については同年5月より実施、松原市については直ちに実施）】

(注) 柏原市の実施区域を市街化区域のうち「ホテル・旅館の建築が可能な地域」から「工業専用地域を除く全地域」に変更（直ちに実施）。

② 大阪市の別図2の区域

【平成28年10月を目途に実施】

③ 八尾市の別図3の区域

【平成30年4月中核市移行】

④ 寝屋川市の別図4の区域

【平成31年4月中核市移行】

(11) 名称：国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業

内容：外国人家事支援人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例

(国家戦略特別区域法第16条の4に規定する国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業)

国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業における特定機関の基準を満たす企業が、以下に掲げる地域において、家事の負担を抱える方々の活躍推進や家事支援ニーズに対応するため、外国人家事支援人材を受け入れる事業を

実施する。

① 大阪府の区域

- ・大阪市全域【平成 28 年 6 月を目途に実施】
- ・豊中市、池田市及び箕面市全域【直ちに実施】
- ・守口市、枚方市、寝屋川市及び門真市全域【直ちに実施】
- ・上記除く府内市町村全域【令和 5 年 4 月を目途に実施】

② 兵庫県全域【平成 29 年 7 月を目途に実施】

(12) 名称：特定実験試験局制度に関する特例事業

内容：特定実験試験局制度に関する特例

(令和 4 年 3 月 10 日から規制の特例措置が全国展開)

以下に掲げる事業者等が、京都府内において実施する実証実験等について、特定実験試験局制度の利用に係る申請から免許発給までの手続を大幅に短縮し、電波を活用した技術開発等を促進する。

① 三菱重工業株式会社及び京都大学【平成 28 年 12 月を目途に実施】

② パナソニック株式会社及び京都大学【平成 28 年 12 月を目途に実施】

③ ミネベアミツミ株式会社及び京都大学【令和 2 年 6 月を目途に実施】

(13) 名称：国家戦略特別区域汚染土壌搬出時認定調査事業

内容：汚染土壌搬出時認定調査に係る土壌汚染対策法施行規則の特例

(平成 31 年 4 月 1 日に土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令が施行され、全国展開（令和 2 年 2 月 14 日の環境省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令の一部を改正する命令の施行により規制の特例措置が廃止された際に、国家戦略特別区域汚染土壌搬出時認定調査事業を実施する工事等に着手している場合を除く。))

大阪府内の自然由来特例区域における汚染土壌搬出時認定調査の調査対象項目を、当該特例区域の指定対象物質に限定することにより、開発事業を促進する。【平成 28 年 4 月より実施】

(14) 名称：都市公園占用保育所等施設設置事業

内容：都市公園の占用許可に係る都市公園法の特例

(平成 29 年 6 月 15 日から規制の特例措置が全国展開)

- ① 社会福祉法人あけぼの会が豊中市立羽鷹池公園（大阪府豊中市）に保育所を設置し、保育サービスの需要に対応する。【平成 29 年 10 月設置】
- ② 株式会社セリオが豊中市立ふれあい緑地（大阪府豊中市）に保育所を設置し、保育サービスの需要に対応する。【平成 29 年 10 月設置】
- ③ 社会福祉法人いちにわたけのこ会が、西宮市立久保公園（兵庫県西宮市）に保育所を設置し、保育サービスの需要に対応する。【平成 30 年 4 月設置】
- ④ 社会福祉法人玉川学園が、吹田市立高野公園（大阪府吹田市）に保育所を設置し、保育サービスの需要に対応する。【平成 31 年 4 月設置】

(15) 名称：公立国際教育学校等管理事業

内容：公立学校運営の民間開放に係る学校教育法等の特例

(国家戦略特別区域法第 12 条の 3 に規定する公立国際教育学校等管理事業)
我が国の伝統と文化を踏まえた国際理解教育及び外国語教育を重点的に行うとともに、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に寄与することができる人材の育成の必要性に対応するための教育を行うため、大阪府立水都国際中学校及び大阪府立水都国際高等学校の管理を民間事業者に委託する。【平成 31 年 4 月より開始】

(16) 名称：国家戦略特別区域陽電子放射断層撮影装置使用柔軟化事業

内容：医療法施行規則の特例

(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業)
可搬型の陽電子放射断層撮影装置（以下「可搬型 PET 装置」という。）の開発を促進するため、京都大学医学部附属病院が同院（京都市左京区）の磁気共鳴画像診断装置使用室において、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素が投与された患者等に対して可搬型 PET 装置を用いた撮影を行う。【平成 30 年度より実施】

(17) 名称：国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業

内容：外国人農業支援人材の受け入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例

(国家戦略特別区域法第 16 条の 5 に規定する国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業)

国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業における特定機関の基準を満たす企業が、京都府全域において、経営規模の拡大などによる「強い農業」を実現するため、外国人農業支援人材を受け入れる事業を実施する。【平成 30 年 4 月を目途に実施】

(18) 名称：地域農畜産物利用促進事業

内容：農家レストラン設置に係る特例

(令和2年3月31日から規制の特例措置が全国展開)

以下に掲げる法人等が、自社や設置場所の存する市町村内において生産された農畜産物を活用し、農家レストランを設置する。

① 株式会社丸尾牧場（兵庫県赤穂市）

設置場所：兵庫県赤穂市内【平成30年度より実施】

② 株式会社淡路の島菜園（兵庫県淡路市）

設置場所：兵庫県淡路市内【平成31年度より実施】

③ 藤井大輔（兵庫県三木市）

設置場所：兵庫県三木市内【平成30年度より実施】

④ 株式会社タネノチカラ（兵庫県淡路市）

設置場所：兵庫県淡路市内【平成31年度より実施】

(19) 名称：国家戦略特別区域小規模保育事業

内容：児童福祉法等の特例

(国家戦略特別区域法第12条の4に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業)

以下に掲げる地域において、保育の需要に応じるため、原則として0歳児から2歳児を対象としている小規模認可保育所における対象年齢を拡大し、小規模保育事業者が自らの判断で、0歳児から5歳児までの一貫した保育や、3歳児から5歳児のみの保育等を行う。

① 大阪府堺市【令和2年度より実施】

② 兵庫県西宮市【令和3年度より実施】

(20) 名称：帶水層蓄熱型冷暖房事業

内容：建築物用地下水の採取に係る特例

(国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業)

建築物用地下水の採取が規制されている地域のうち、被圧地下水を採取し、その全量を同一の帶水層へ還元する建築物用地下水採取に係る実証試験等を行った結果、地下水や地盤等に著しい変化が認められないことが確認された以下の地域及び技術的条件の範囲において、大阪市が地下水の採取を許可することで、地下水の熱エネルギーを利用した帶水層蓄熱型の冷暖房事業を

促進する。【令和元年度中に実施】

- ・ 大阪市北区大深町地内（うめきた2期地区）
ストレーナーの位置：地表面下46.5～56.5メートル付近（第二洪積砂礫層）
揚水機の吐出口の断面積：89平方センチメートル以下

(21) 名称：国家戦略特別区域高度人材外国人受入促進事業

内容：特別加算の規定の適用に係る高度専門職省令の特例

(令和5年3月31日から規制の特例措置が全国展開)

京都府が認定した以下に掲げる企業で就労する外国人を、高度外国人材に対するポイント制による出入国在留管理上の優遇措置を講ずる制度の特別加算の対象とし、十点を加算する。【令和3年1月より実施予定】

(対象)

京都府知事が中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第7条第1項の規定に基づき指定法人として指定する公益財団法人京都産業21が実施する同項の特定支援事業のうち、以下に掲げるいずれかの事業を利用し、かつ京都府知事が別途定める対象業種に該当する事業者

- ① 「京都エコノミック・ガーデニング支援強化事業」のうち、「事業化促進コース」又は「本格的事業展開コース」のいずれかの事業
- ② 「企業の森・产学の森」推進事業のうち、「事業化促進コース」又は「本格的事業展開コース」のいずれかの事業
- ③ 次世代地域産業推進事業

(22) 名称：国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業

内容：創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例

(国家戦略特別区域法第16条の6に規定する国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業)

以下に掲げる地域を管轄する地方公共団体が、創業活動に係る事業の計画が適正かつ確実であること等の確認を行うこと等により、創業外国人上陸審査基準を満たす外国人の上陸を可能とし、当該地域内における外国人による創業活動を促進する。

- ① 京都府全域【令和3年中に実施】
- ② 兵庫県全域【令和5年度中に実施】

内容：創業人材の事業所確保に係る特例

国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業（創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例）を活用して創業活動を行い、在留資格「経営・

「管理」の初回の在留期間更新許可から最大1年後の在留期間更新許可申請時までの間は、確保すべき事業所について、以下に掲げる地域を管轄する地方公共団体が認定するコワーキングスペースやシェアオフィス等の独立性のない区画を認めることを可能とし、当該地域内における外国人による創業活動を促進する。

- ① 京都府全域【令和3年中に実施】
- ② 兵庫県全域【令和5年度中に実施】

(23) 名称：国家戦略特別区域工場等新增設促進事業

内容：工場立地法及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の特例

(国家戦略特別区域法第20条の2に規定する国家戦略特別区域工場等新增設促進事業)

以下に掲げる市町村が、工場又は事業場の新增設の促進により、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、条例で、既存準則に代えて適用すべき準則を定める。

① 堺市

実施区域等その他当該特定事業に係る事項 別紙10
【令和4年度より実施】

② 泉大津市

実施区域等その他当該特定事業に係る事項 別紙11
【令和4年度より実施】

③ 八尾市

実施区域等その他当該特定事業に係る事項 別紙12
【令和5年度より実施】

3 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

区域計画の実施により、健康・医療分野における国際的イノベーション拠点の形成を通じ、再生医療を中心とする先端的な医薬品・医療機器等の研究開発・事業化の推進が図られるとともに、まちなかのにぎわいの創出や古民家等の活用による都市の魅力向上を通じたイノベーションの推進が図られ、関西圏における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成に相当程度寄与する。

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

(1) 事項：雇用条件の明確化のための「雇用労働相談センター」の設置

内容：雇用条件の明確化等を通じ、ベンチャー企業やグローバル企業の設立等を促進するため、大阪市都心部において、雇用ルールの周知徹底と紛争の未然防止を図るための「雇用指針」等を活用し、社会保険労務士・弁護士等による高度な個別相談対応等を行う「雇用労働相談センター」（以下「センター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【平成27年1月初旬に設置】

- i) 設置主体：国（競争入札により事業実施者を選定）
- ii) 設置場所：グランフロント大阪 ナレッジキャピタル
- iii) 実施体制：施設長、事務責任者、代表弁護士、代表相談員等を配置する。
- iv) 事業内容：センターが実施する主な事業は、以下のとおり。
 - ・弁護士による高度な専門性を有する個別相談対応
 - ・弁護士又は雇用労働相談員（社会保険労務士に限る。）による個別訪問指導等
 - ・相談員による電話相談、窓口相談等の対応
 - ・セミナーの開催 等

(2) 事項：特区医療機器薬事戦略相談の実施

内容：以下に掲げる医療機関が、革新的医療機器の開発について、特区医療機器薬事戦略相談を活用して、治験期間を短縮し、開発から市販・承認までのプロセスを迅速化することにより、日本発の革新的医療機器の開発を促進し、医療イノベーションを強力に推進する。

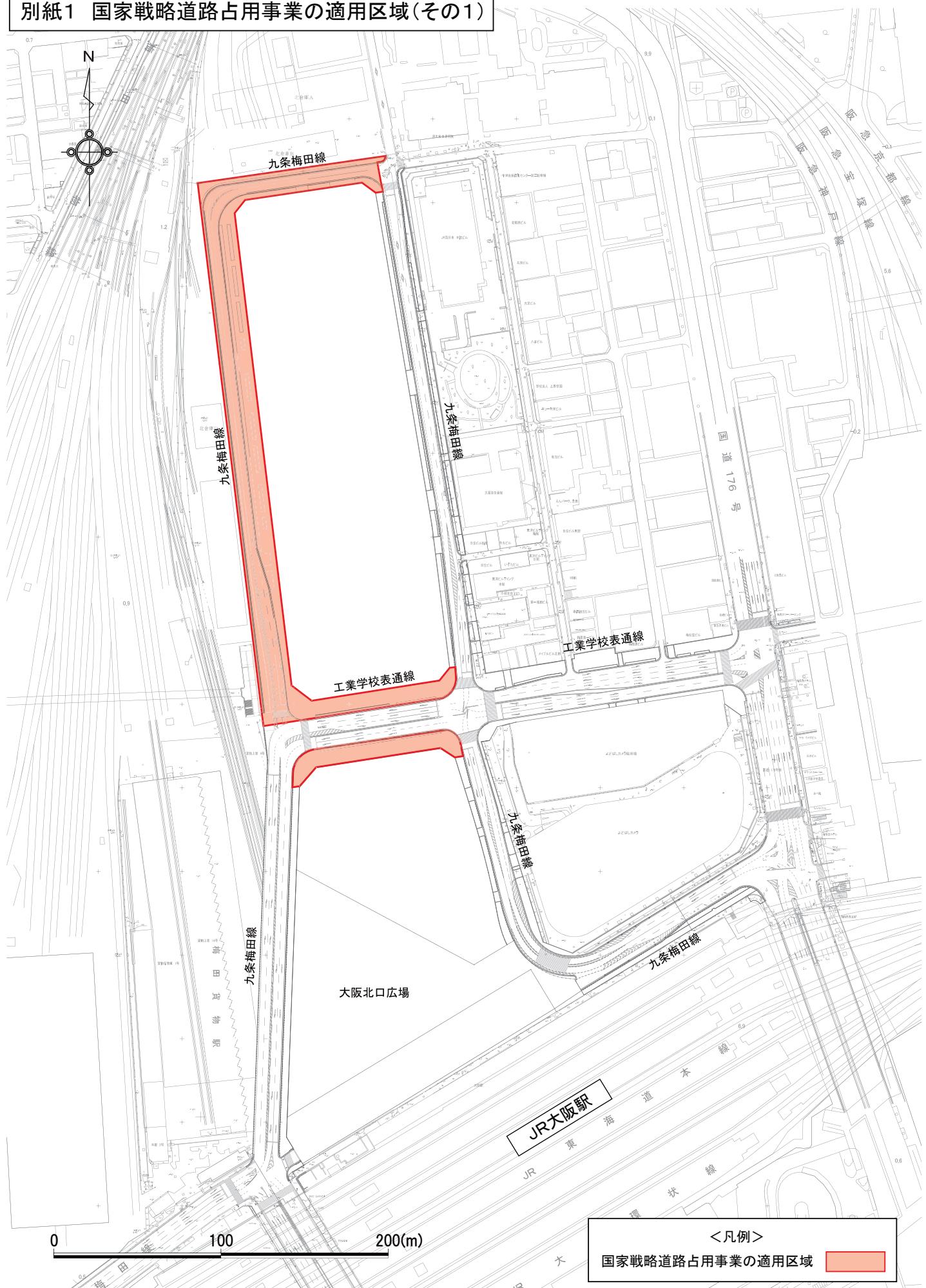
- ① 大阪大学医学部附属病院（大阪府吹田市）【平成27年11月より実施】
- ② 京都大学医学部附属病院（京都市左京区）【直ちに実施】

(3) 事項：革新的な医薬品の開発迅速化

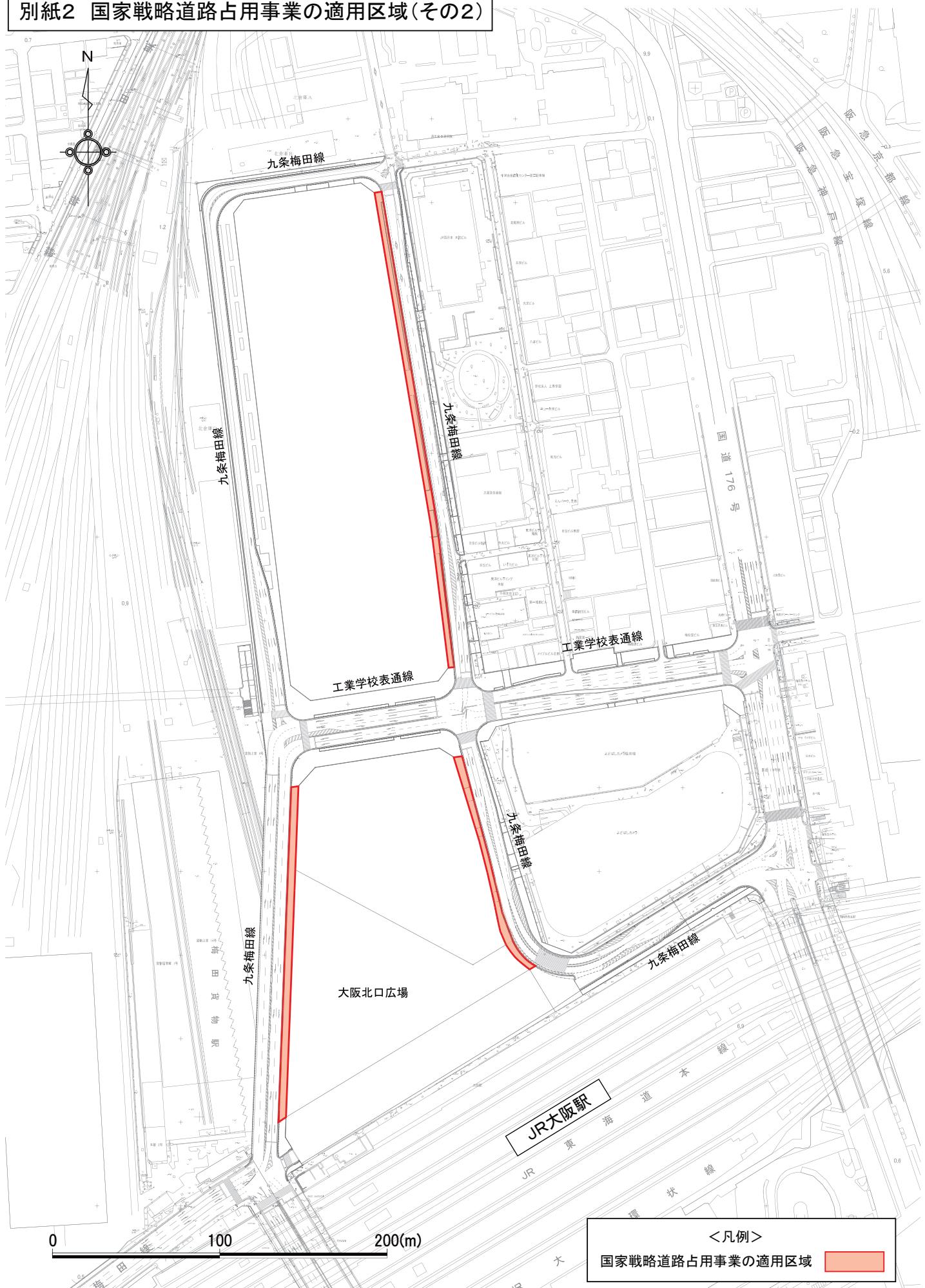
内容：以下に掲げる医療機関が、革新的な医薬品の開発について、有望な創薬シーズを治験に円滑に橋渡しし、開発から承認・市販までのプロセスを迅速化することにより、日本発の革新的な医薬品の開発を促進し、医療イノベーションを強力に推進する。

- ① 大阪大学医学部附属病院（大阪府吹田市）【平成29年12月より実施】
- ② 京都大学医学部附属病院（京都市左京区）【直ちに実施】

別紙1 国家戦略道路占用事業の適用区域(その1)



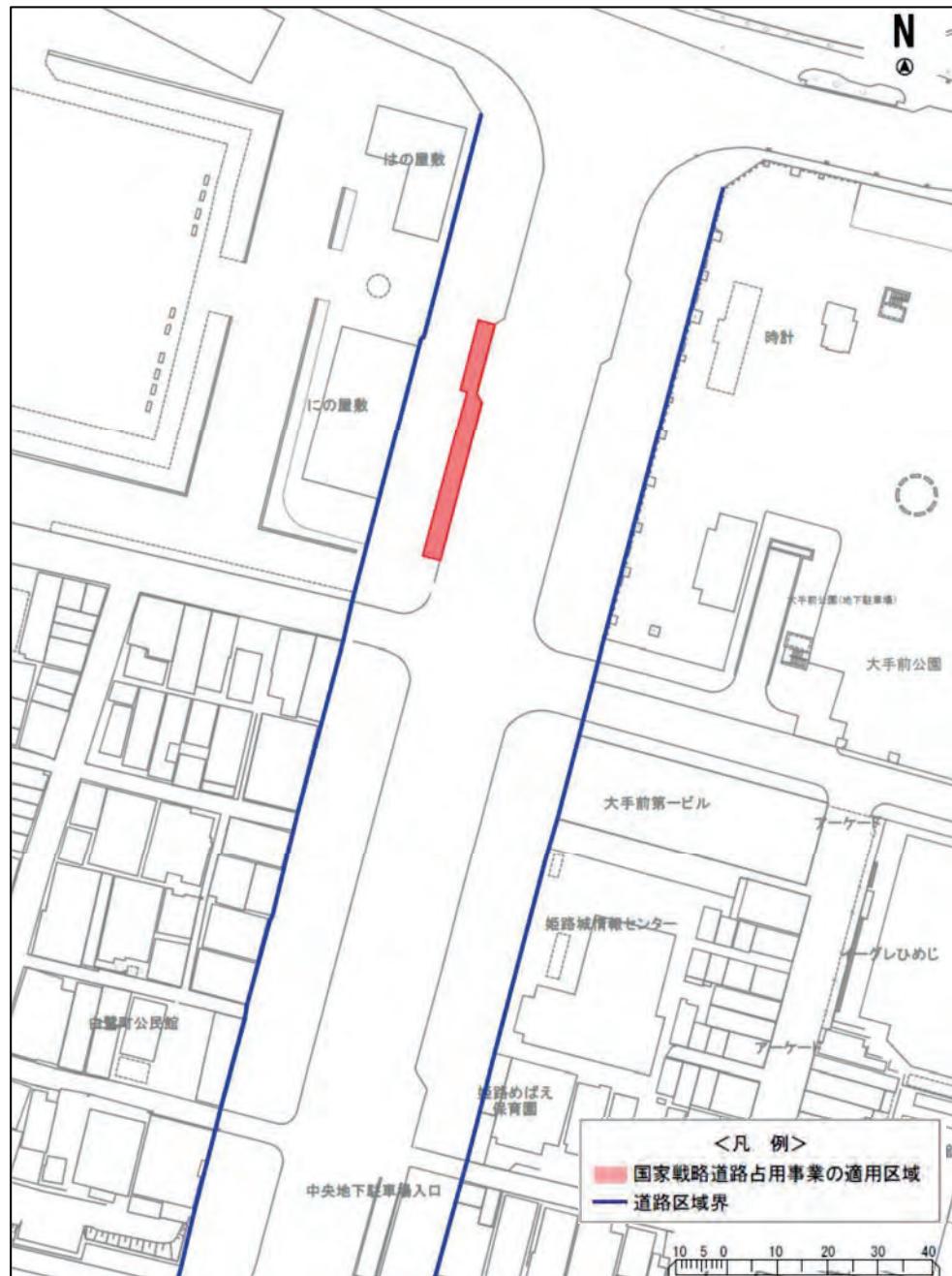
別紙2 国家戦略道路占用事業の適用区域(その2)



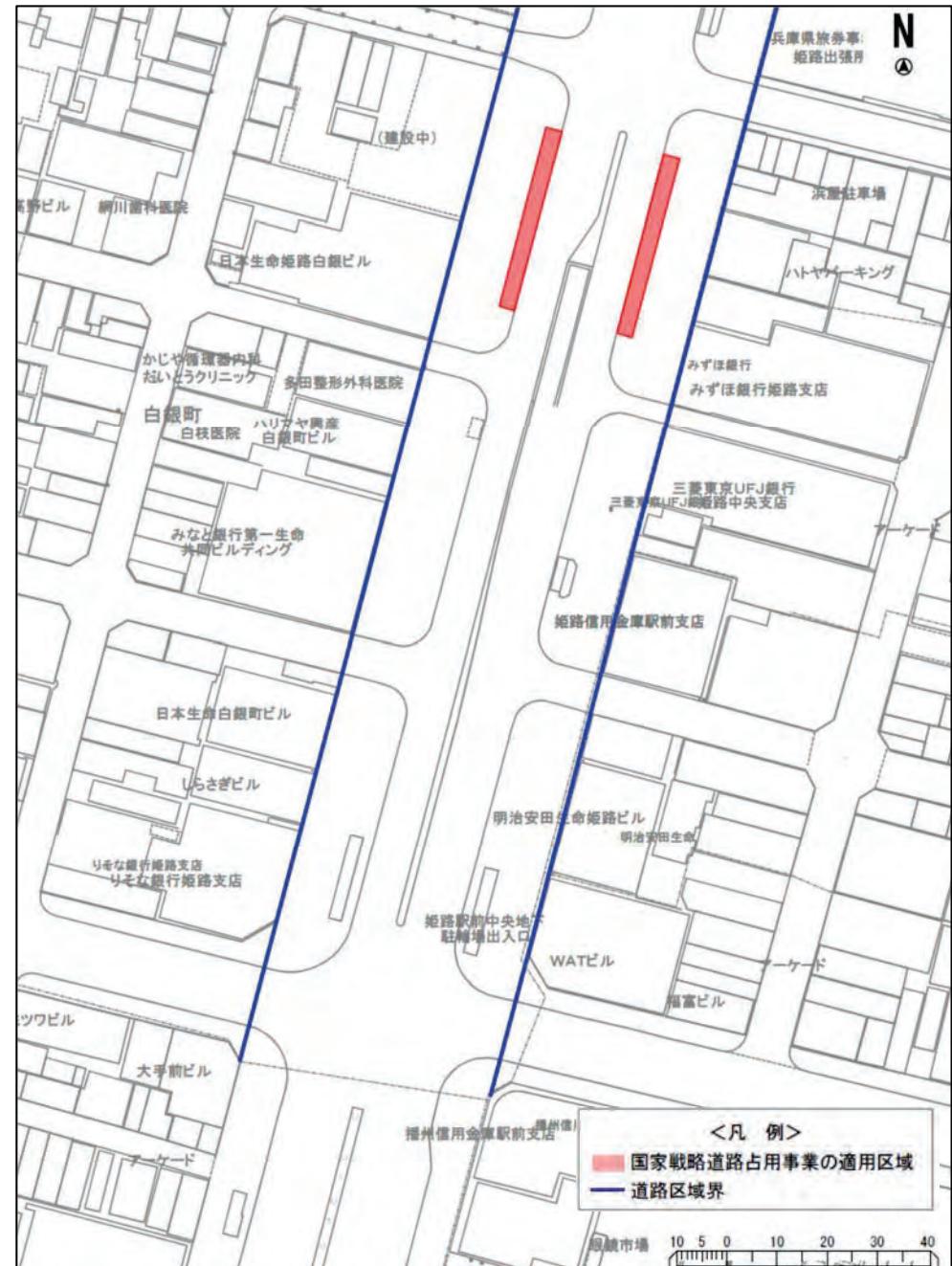
<凡例>
国家戦略道路占用事業の適用区域

別紙3 国家戦略道路占用事業の適用区域

都市計画道路 駅前幹線 (1/3)

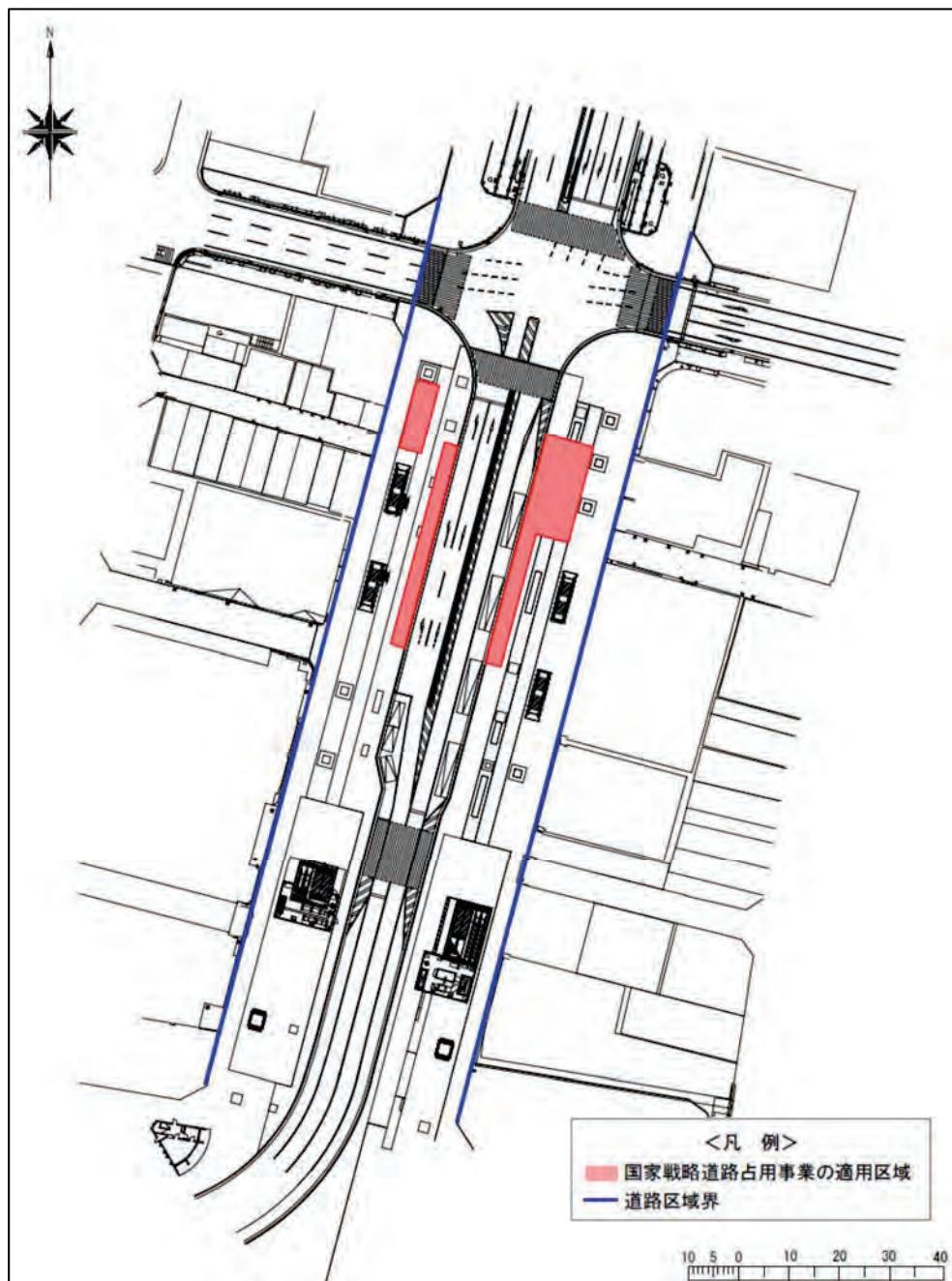


都市計画道路 駅前幹線 (2/3)

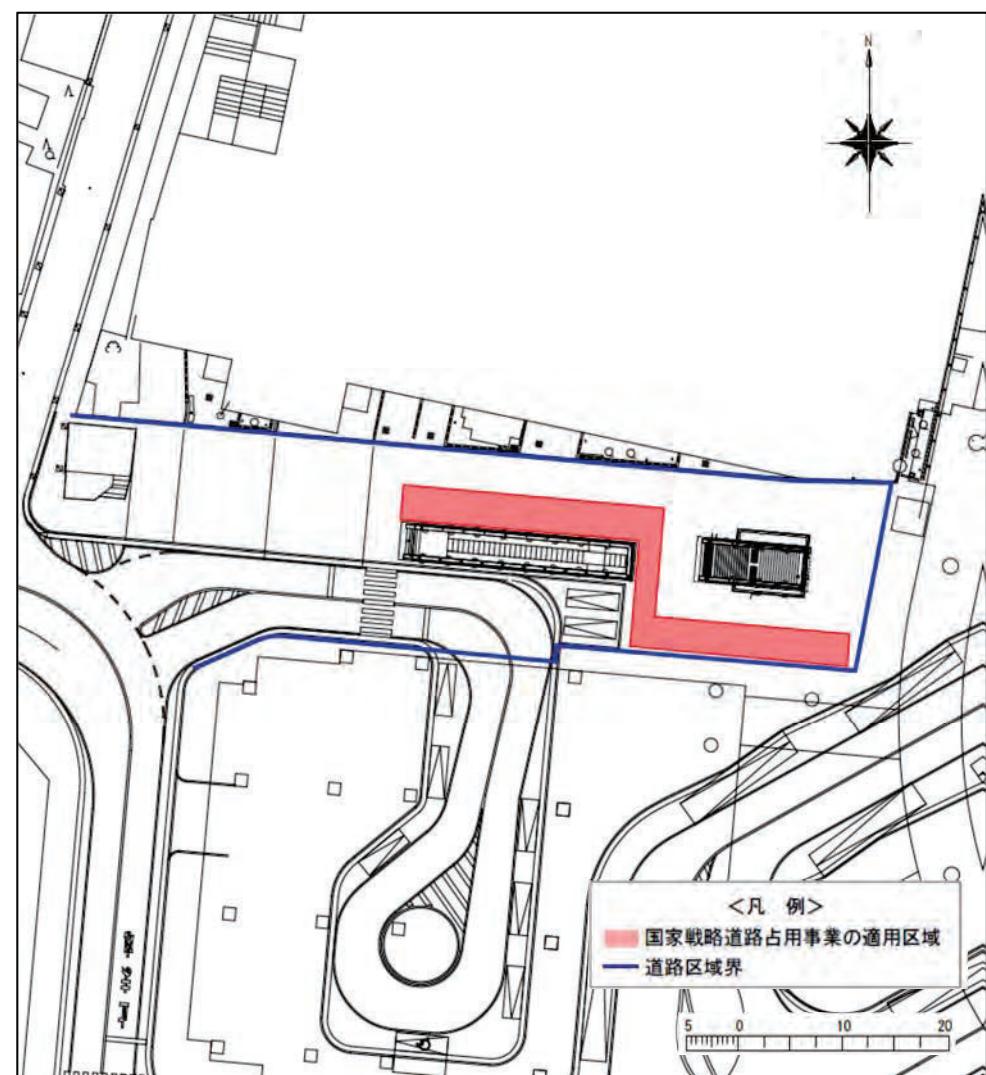


別紙4 国家戦略道路占用事業の適用区域

都市計画道路 駅前幹線（3/3）

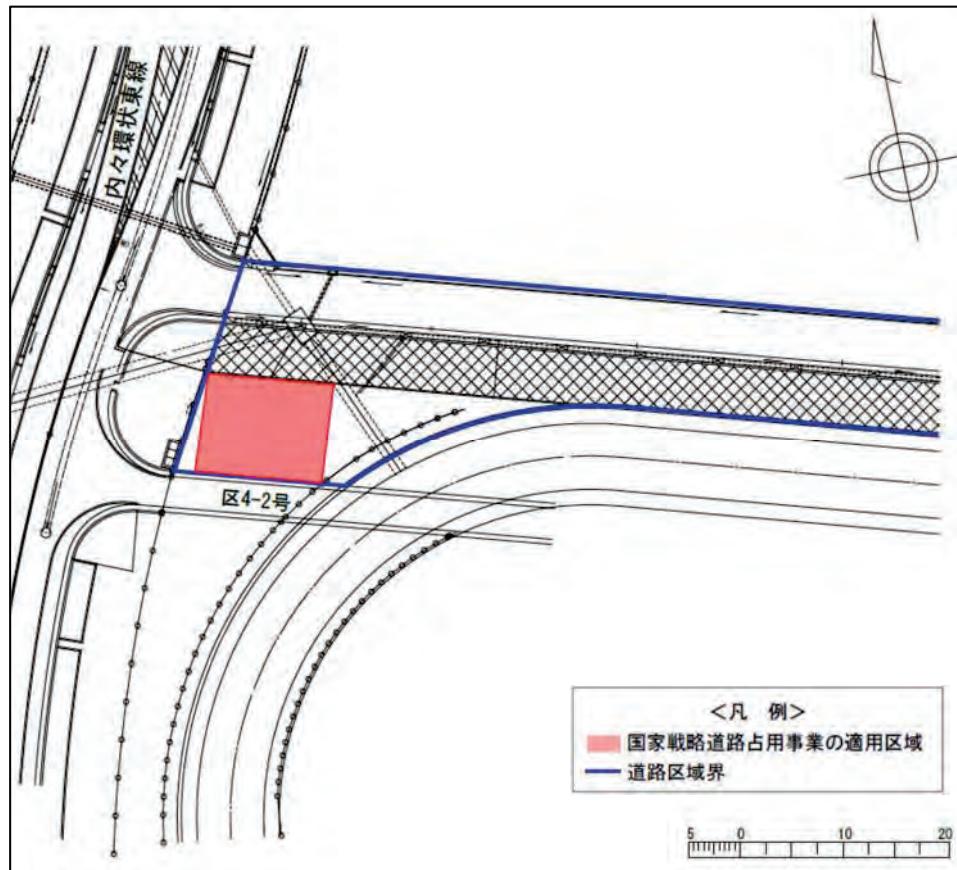


市道 幹第3号

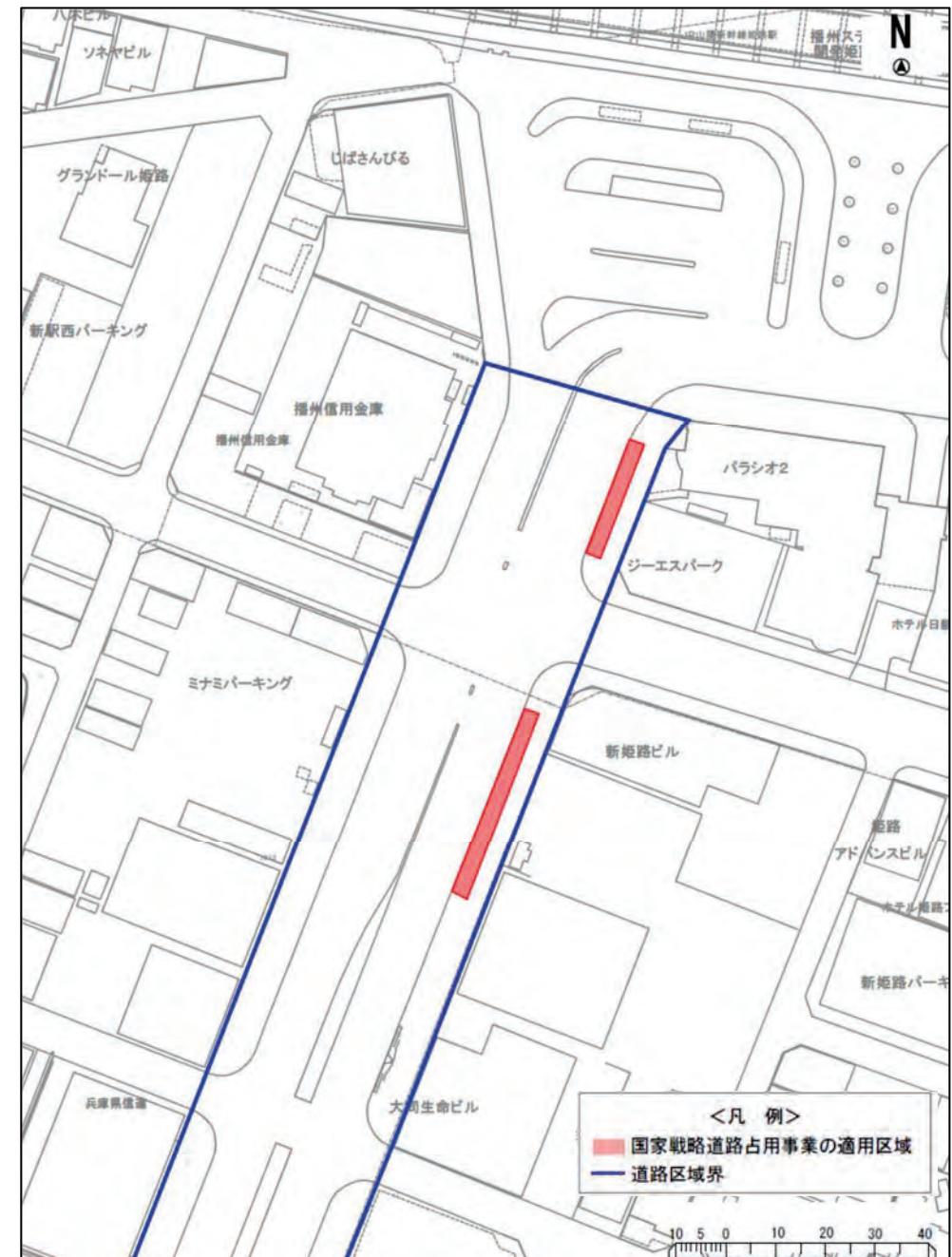


別紙5 国家戦略道路占用事業の適用区域

区画道路 区10-2号

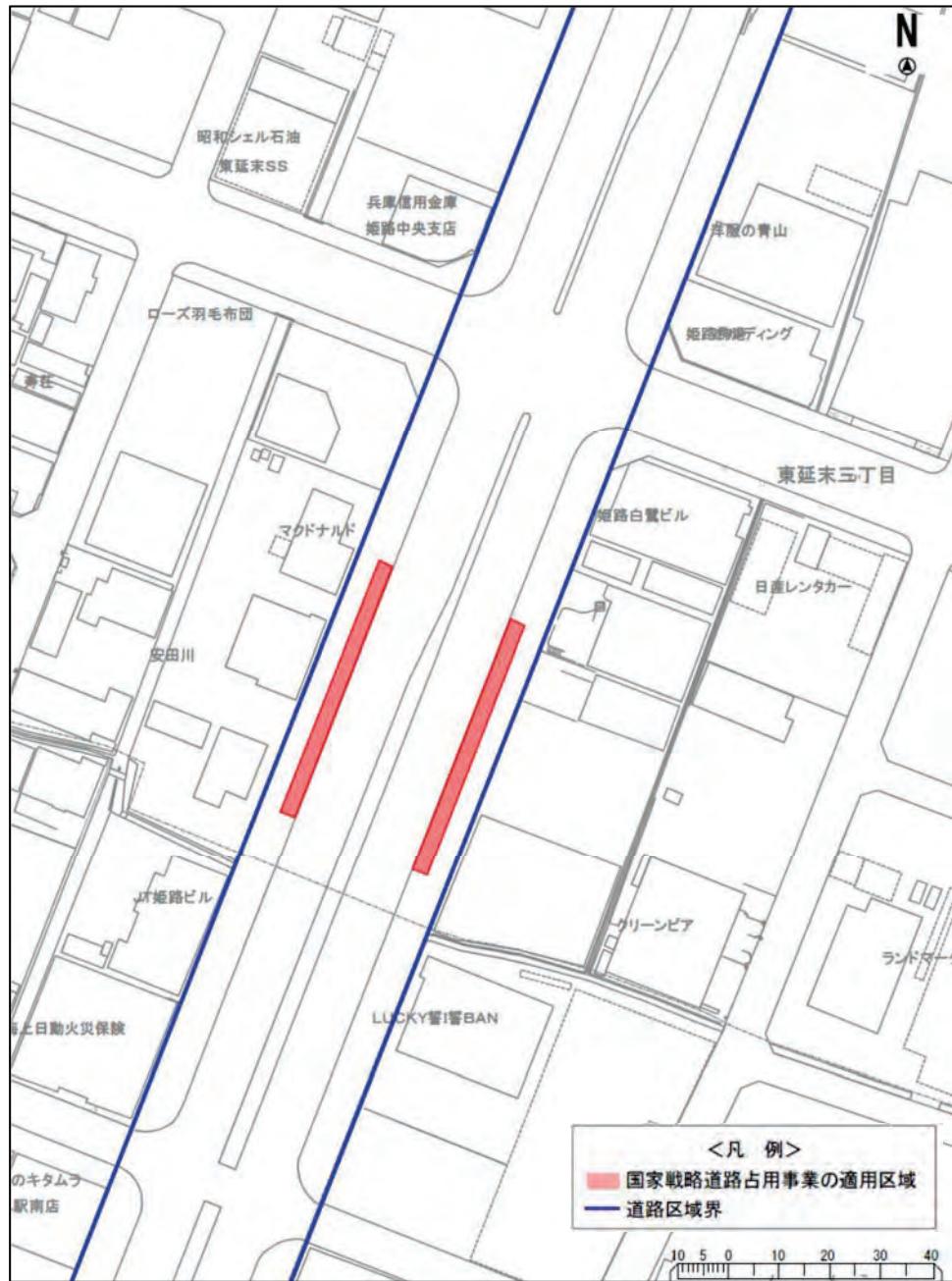


都市計画道路 飾磨幹線 (1/2)

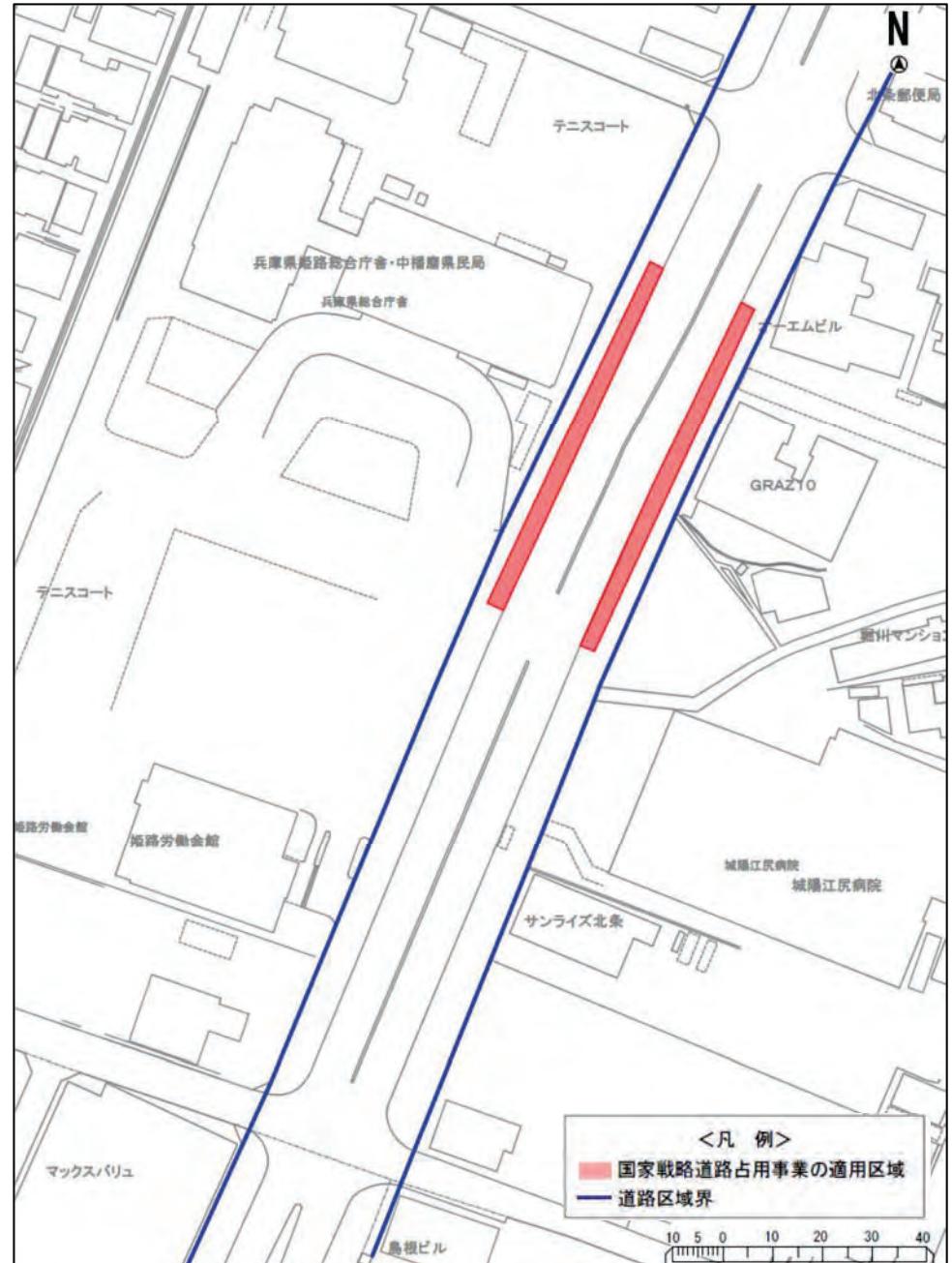


別紙6 国家戦略道路占用事業の適用区域

都市計画道路 飾磨幹線（2/2）



都市計画道路 内環状東線

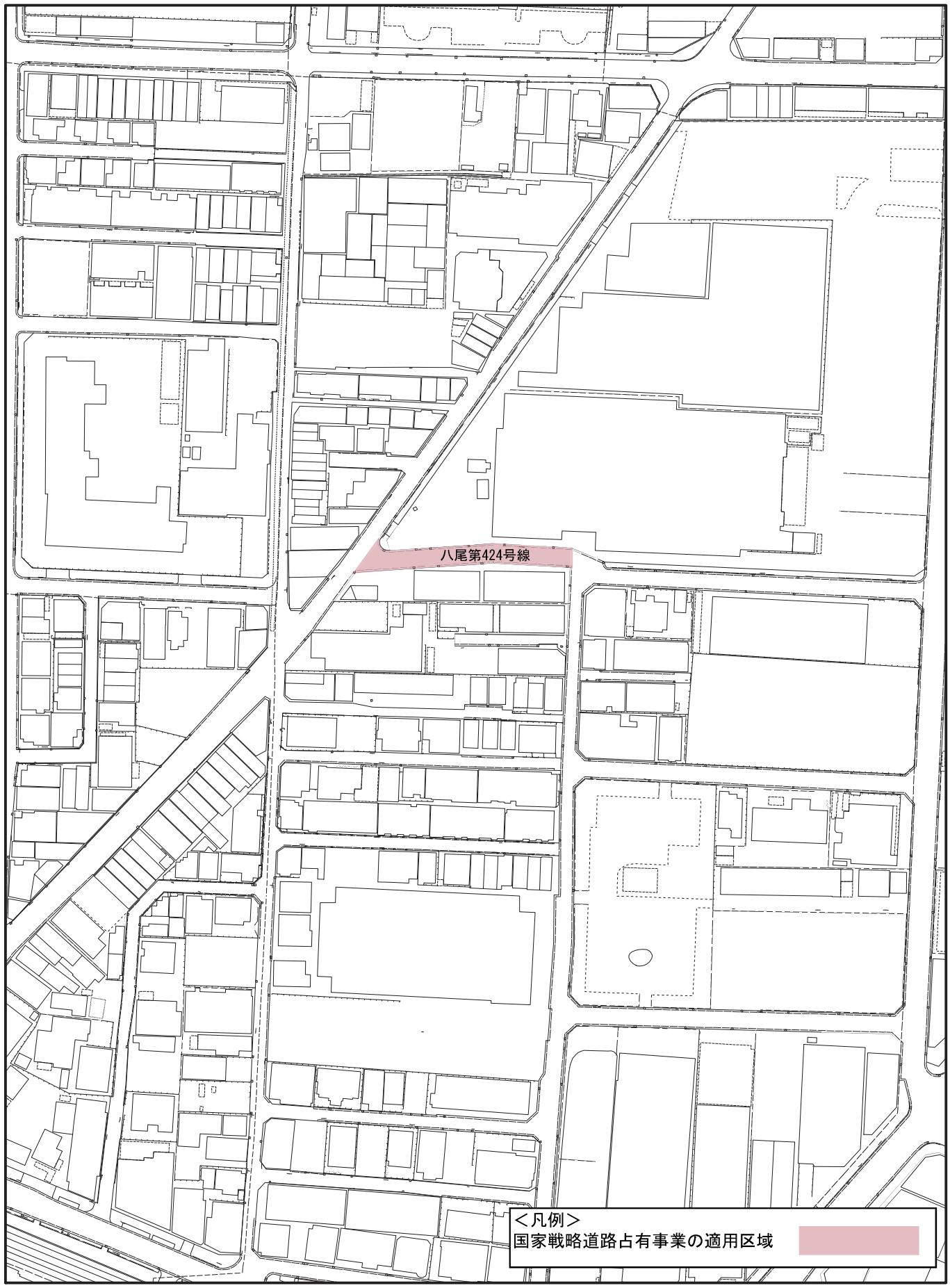


別紙 7

国家戦略道路占用事業の適用区域
国道27号

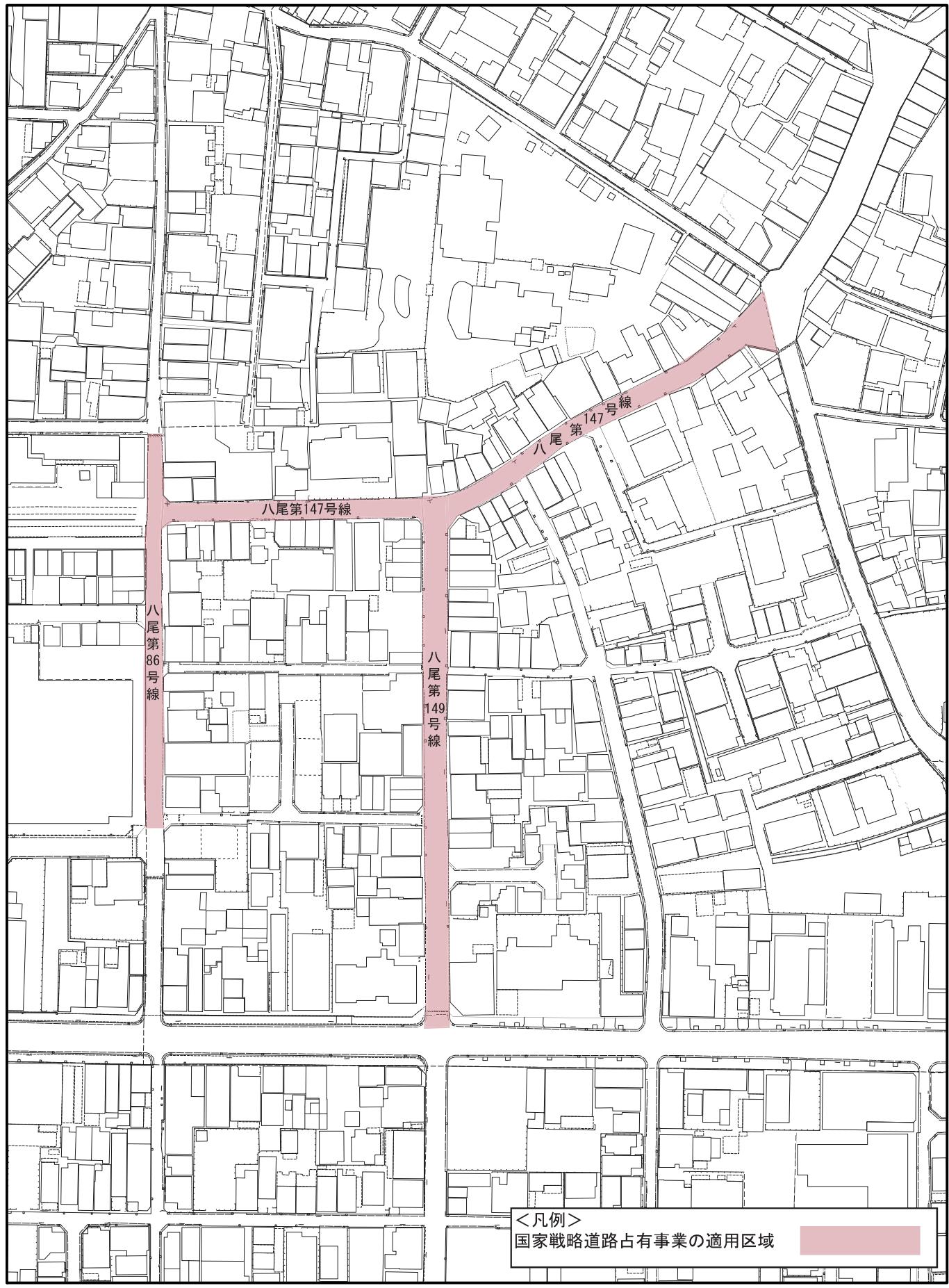


別紙8 国家戦略道路占有事業の適用区域



1:1,500
0 5 10 20 30 40 m
N E
W S

別紙9 国家戦略道路占有事業の適用区域



1:1,500

0 5 10 20 30 40 m



① 堺市

本市では、昭和 49 年 6 月 28 日以前に設置されている既存工場等の約 7 割が現在適用されている緑地面積率・環境施設面積率を満たしておらず、これらの既存工場等は、本市の全特定工場のうち約 4 割に達する。これら特例既存工場（※）には余剰地が少なく、現在適用されている緑地面積率・環境施設面積率では生産施設の新增設が困難であるが、産業の競争力強化や地域経済の活性化等のためには、生産施設の新增設を促進する必要がある。国家戦略特区制度の趣旨を踏まえ、産業の国際競争力の強化のため生産施設の新增設の促進を目的とし、既存準則に代えて適用すべき準則を定める。

※「特例既存工場」とは、昭和 49 年 6 月 28 日に設置されている特定工場又は設置のための工事が行われている特定工場（同日に設置されている工場又は設置のための工事が行われている工場であって、同日後に新たに特定工場に該当することとなったものを含む。）のうち、工場立地法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に定める緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合を満たさないものをいう。

ア) 事業実施区域

市内全域（特例既存工場に限る）（別紙 10-1 の区域）

イ) 既存準則に代えて適用しようとする準則の内容

本事業は、老朽化が進む特例既存工場の建替え等を促進するため、特例既存工場を対象として、今後の建替え等の際に増やすべき緑地を緩和又は不要とする。

緑地面積率については、工業の用に供することが想定されている工業専用地域、工業地域及び準工業地域に属する特例既存工場に関しては、現行の工場立地法で認められている緑地面積率の下限に留める。

その他の区域に属する特例既存工場の緑地面積率については、現行の工場立地法で認められている緑地面積率の下限を下回るが、「堺市緑の保全と創出に関する条例」に基づき工場立地法規制対象外の事業所に課される最大の緑化義務と同率に設定し、周辺環境との調和に配慮する。

環境施設面積率については、以下のウに記載のとおり、「堺市緑の工場ガイドライン」に基づき緑地等の有効配置を通じて景観や眺望等を含めた周辺環境との調和に配慮を求めていたため、事業実施区域のいずれの区域においても緑地面積率と同等とする。

以上の点から、緑地面積率、環境施設面積率を以下のとおりとする。

| 区域の範囲 | 緑地の面積の敷地面積に対する割合 | 環境施設の面積の敷地面積に対する割合 |
|--|------------------|--------------------|
| 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号) 第 8 条第 1 項第 1 号の工業専用地域・工業地域に属する特例既存工場 | 100 分の 5 以上 | 100 分の 5 以上 |
| 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の準工業地域に属する特例既存工場 | 100 分の 10 以上 | 100 分の 10 以上 |
| その他の区域に属する特例既存工場 | 100 分の 15 以上 | 100 分の 15 以上 |

ウ) 実施に際し配慮すべき生活環境との調和に関する事項

本市では、平成 18 年の「堺市工場立地法第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づく準則を定める条例」施行と同時に、「緑地等の有効配置」、「地域社会への貢献」、「環境への貢献」の 3 つの視点から、本条例に基づき、より質の高い緑地形成の方針を示す

「堺市緑の工場ガイドライン」を策定しており、本ガイドラインに基づく下記の方針を踏まえた取組を企業に働きかけることで、緑地面積率緩和による緑地機能の低下を防ぐ等、周辺環境との調和に配慮することを求めている。

○ 「緑地等の有効配置」

- ・ 緑地を工場敷地周囲へ配置することで、災害時の被害の広がりを防止し、建物等がもたらす心理的圧迫感を低減する
- ・ 低・中・高木を適切に配置し、緑視率や緑積を大きくすることで緑のボリュームを確保し、物理的・心理的緩衝効果を高める
- ・ 建物や工作物等との調和や就業環境の向上に配慮した緑地の整備を行い、工場内にゆとりとうるおいを形成する
- ・ 緑地が荒廃しないよう、長期的な視野に立った継続的な維持管理計画を策定し、実行可能な体制づくりに努める

○ 「地域社会への貢献」

- ・ 沿道部分への緑地確保による見通しや眺望への配慮など、地域の緑地軸形成や景観づくりに協力する
- ・ 公道に隣接する緑地帯の地域住民への開放や、工場内敷地を利用した地域イベントの開催など、地域との関わりに配慮する
- ・ 植樹など緑地の維持管理を地域の人々と協働で実施する

○ 「環境への貢献」

- ・ 工場の新增設においては、創エネルギー、省エネルギー、廃棄物減量化、リサイクルなど、環境問題への対策に率先して取り組む
- ・ 樹木の選定における地域の既存植生の保全・多様な花木の混植、多様な小動物の生息の場や潜在自然植生に配慮した緑地の形成など、生態系の保全に配慮する
- ・ 工場内にまとまりのある自然林を形成するなど、地域の緑地を増やし、ヒートアイランド化の軽減を図る

さらに事業実施にあたっては、本ガイドラインを改正してガイドラインで示す方針をSDGsの視点からも整理し、当該方針を踏まえた取組が企業のSDGs推進に資することを明確にして取組の動機付けを強化することで、企業の積極的な取組を促す。

また、本事業は老朽化が進む特例既存工場の建替え等を促進することを目的としており、建替え等が進むことで、エネルギー効率向上によるCO₂削減効果や防災機能の向上等も期待できることから、本事業の推進は周辺環境との調和に資するものである。

堺市

- 市区境界 兼 実施区域
(うち特例既存工場)
- 工業専用地域
- 工業地域
- 準工業地域
- その他の区域

この地図は、国土地理院「地理院タイル」を加工して作成したものである。

② 泉大津市

本市夕凪町は、埋め立てにより新たに整備している区域であり、当該区域全域が準工業地域である。当該区域内において、工場又は事業場の新增設を促進し、産業の国際競争力の強化、地域経済の活性化及び雇用の創出を図るため、工場等の改築、新增設に伴う緑地等に関して、既存準則に代えて適用すべき準則を定める。

ア) 事業実施区域

泉大津市夕凪町（別紙 11-1 の区域）

イ) 既存準則に代えて適用しようとする準則の内容

規制緩和の範囲について、産業の国際競争力の強化等を目的に工場又は事業場の設備投資を促すためには、緑地等の設置にかかる事業者の負担を軽減し、企業の投資に最大限配慮することが望ましい。一方で、実施に際し配慮すべき生活環境との調和の観点から、緑地の維持について、事業者に一定の整備負担を求めることが必要である。以上の考えのもと、準工業地域である本区域において、工業専用地域、工業地域と同等の設備投資を促すため、緑地及び環境施設面積率については、工場立地法第4条の2第1項に規定する市町村準則で定めることができる範囲のうち、工業専用地域、工業地域における下限まで規制緩和を行う。また、重複緑地、建築物屋上等緑化施設の緑地面積率算定に用いる緑地への算入割合については、100分の100まで認めることとする。

以上の点から、緑地面積率、環境施設面積率等を以下のとおりとする。

| 区域の範囲 | 緑地の面積の敷地面積に対する割合 | 環境施設の面積の敷地面積に対する割合 | 重複緑地、建築物屋上等緑化施設の緑地面積率算定に用いる緑地への算入割合 |
|-------|------------------|--------------------|-------------------------------------|
| 夕凪町 | 100分の5以上 | 100分の10以上 | 100分の100以下 |

ウ) 実施に際し配慮すべき生活環境との調和に関する事項

当該区域については、臨海部にて現在も埋め立てが進められており、竣工後は臨港地区となる区域である。埋め立てが完成した際の当該区域の総面積は約202haとなり、土地利用計画による用途は、埠頭用地、港湾関連用地、交流厚生用地、工業用地、交通機能用地、緑地となっており、工業用地については約34haとなる予定である。

上記のとおり本区域内には居住のための用地はなく、住居は存在しない。また、当該区域と住民の生活圏との間には、主要地方道である大阪府道29号大阪臨海線及び阪神高速4号湾岸線が通っており、十分な距離が確保されている。

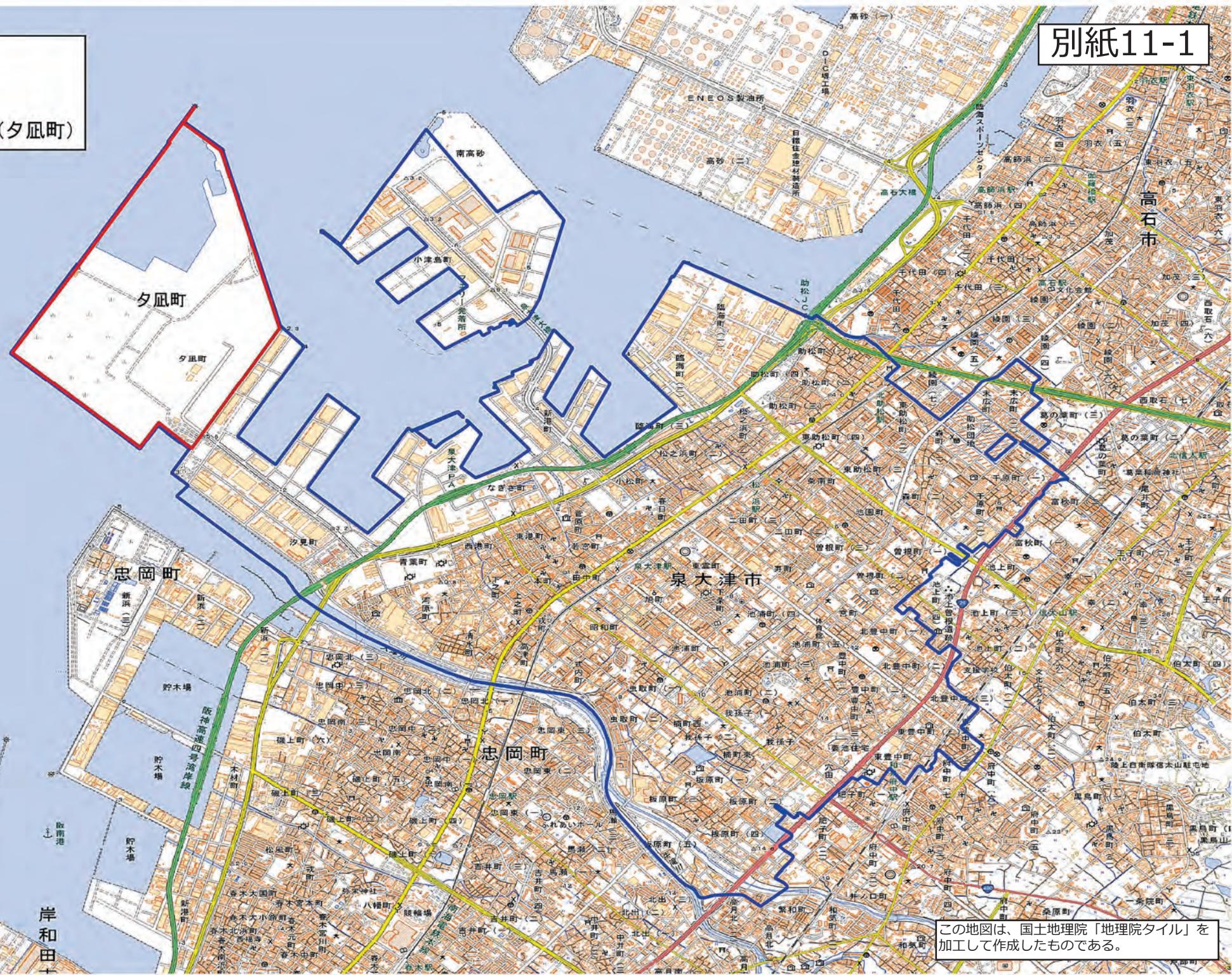
加えて、当該区域の埋め立てが完成した際の総面積約202haに対し、35%の約72haが緑地として整備される計画であるため、当該区域全体における緑地率は十分に担保され、緑地機能の低下は少ない区域である。

以上の点から、当該区域の工場内の緑地面積率の下限を引き下げる、なお、生活環境との調和は保たれている。

泉大津市

□ 市境界

□ 実施区域(夕凪町)



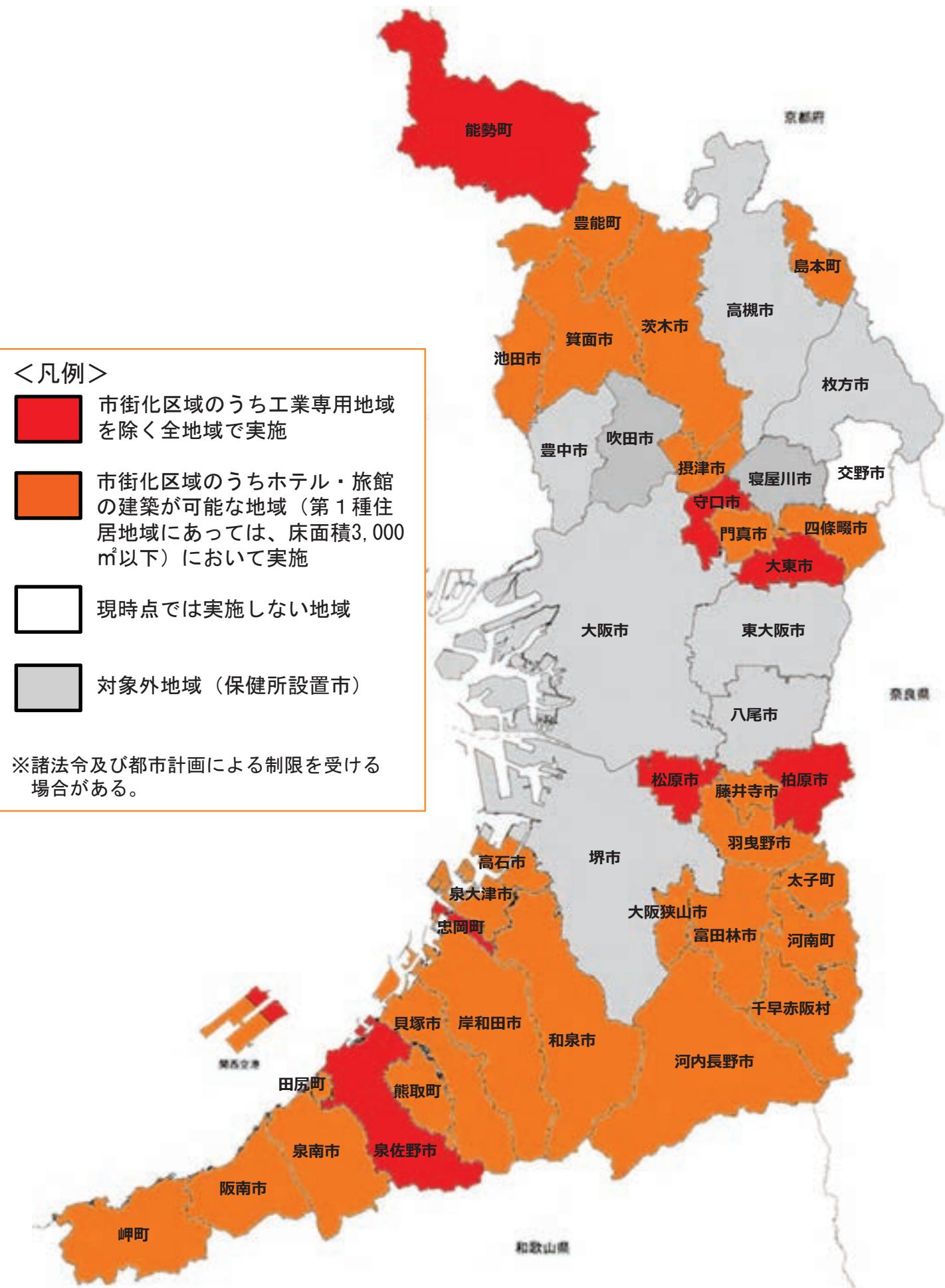
大阪府における外国人滞在施設経営事業 (旅館業法の特例) 実施地域

別図 1

〈凡例〉

-  市街化区域のうち工業専用地域を除く全地域で実施
 -  市街化区域のうちホテル・旅館の建築が可能な地域（第1種住居地域にあっては、床面積3,000m²以下）において実施
 -  現時点では実施しない地域
 -  対象外地域（保健所設置市）

※諸法令及び都市計画による制限を受ける場合がある。



大阪市内における外国人滞在施設経営事業
(旅館業法の特例)実施地域

別図2



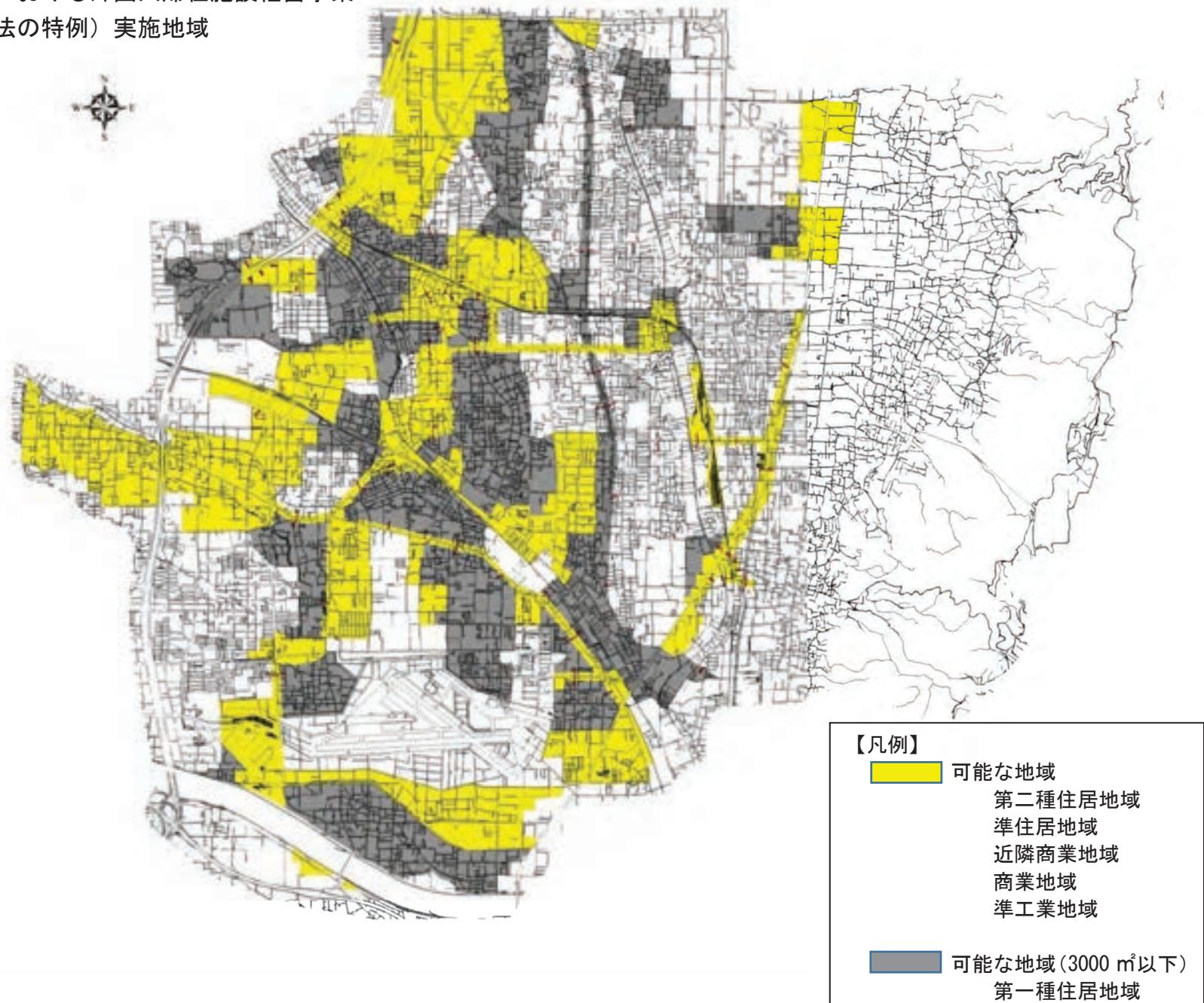
※原則として建築基準法第48条により「ホテル・旅館」の建築が可能な用途地域(第一種住居地域にあっては3,000m²以下)を事業実施地域とするが、例外的に諸法令及び都市計画による制限を受ける場合がある。

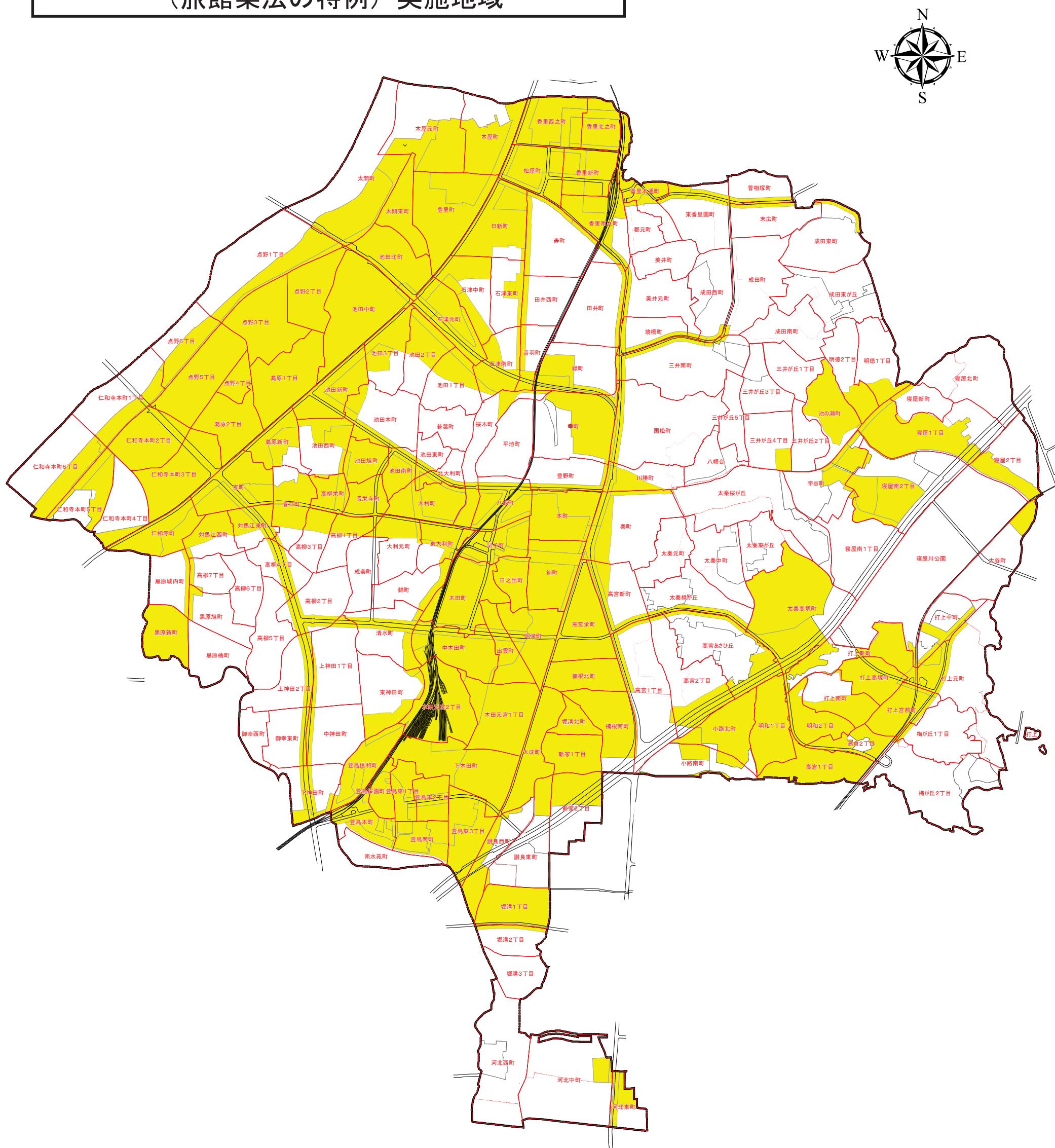
凡例

- 実施地域
 - 第二種住居地域
 - 準住居地域
 - 近隣商業地域
 - 商業地域
 - 準工業地域
-
- 実施地域(3000m²以下)
 - 第一種住居地域

別図3

八尾市内における外国人滞在施設経営事業
(旅館業法の特例) 実施地域





凡例

- | | |
|---|----------------|
| ■ | 実施地域 |
| ■ | 第一種住居地域 |
| ■ | 第二種住居地域 |
| ■ | 準住居地域 |
| ■ | 近隣商業地域 |
| ■ | 商業地域 |
| ■ | 準工業地域 |

※原則として建築基準法第48条により「ホテル・旅館」の建築が可能な用途地域（第1種住居地域にあっては3,000m²以下）を事業実施地域とするが、例外的に諸法令及び都市計画による制限を受ける場合がある。

別紙 12

③ 八尾市

本市は高度な技術力と製品開発力を誇る「ものづくりのまち」として、約 3,000 事業所（「平成 28 年経済センサス活動調査報告」）の多様な製造業者が集積しており、国内屈指の工業集積地として、製造業者数、製造品出荷額とも大阪府内 4 位（2020 年工業統計調査）の規模を占めている。

大阪府が取りまとめた「大阪の工場立地と低・未利用地の現状、課題について - 工業系用途地域における土地利用 -」（大阪府資料 No. 185 令和 3 年 3 月）によると、本市内において法定耐用年数を超える工場は 163 件存在しており、その延床面積は 665,899 m² に上るとされている。このため、本市に所在する工場の潜在的な建て替え需要は非常に高いと推察されているが、本市の提供する事業用地や空き工場の「情報提供サービス」では、市内の工場用地を求める事業者に対し、ニーズに合致する土地情報はほとんどないというのが現状である。

統計的にも、本市に本社を構える事業者の平成 24 年から令和 3 年における工場立地件数は、市内の立地件数 7 件に対し、市外への立地件数が 30 件と大幅に超過している状況にあり（「工場立地動向調査」※より本市調べ）、現在適用されている緑地面積率、環境施設面積率の基準のもとでは、既存工場の建て替えや新たな立地が困難な状況となっている。これらの事情により止む無く市外へ工場用地を求める事業者をつなぎ止め、本市が今後とも「ものづくりのまち」として工業集積及び良好な操業環境並びに競争力を維持・推進するためには、既存敷地の効果的な利用が求められている。そこで、国家戦略特区制度の趣旨を踏まえ、産業の国際競争力の強化のため、事業実施区域における生産施設の新增設の促進を目的とし、既存準則に代えて適用すべき準則を定める。

※ 「工場立地動向調査」

工場立地の実態を把握し、工場立地の適正化及び土地利用の合理化に寄与することを目的に経済産業省が実施する調査。対象は、製造業、電気業、ガス業、熱供給業の用に供する工場又は研究所を建設する目的をもって、1,000 平方メートル以上の用地（埋立予定地を含む）を取得（借地を含む）した者。

ア) 事業実施区域

本市域のうち、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の工業専用地域、工業地域及び準工業地域（別紙 12-1 の区域）

イ) 既存準則に代えて適用しようとする準則の内容

規制緩和の範囲について、産業の国際競争力の強化等を目的に工場又は事業場の設備投資を促すためには、緑地等の設置にかかる事業者の負担を軽減し、企業の投資に最大限配慮することが望ましい。一方で、実施に際し配慮すべき生活環境との調和の観点から、緑地の維持について、事業者に一定の整備負担を求めることが必要である。このため、緑地面積率については、工業の用に供することが想定されている工業専用地域及び工業地域は 100 分の 10 以上、準工業地域は 100 分の 15 以上

に留める。環境施設面積率については、事業実施区域のいずれの区域においても緑地面積率と同等とし、また、重複緑地、建築物屋上等緑化施設の緑地面積率算定に用いる緑地への算入割合については、100分の100まで認めることとする。以上の点から、緑地面積率、環境施設面積率等を以下のとおりとする。ただし、「地区計画の区域における建築物及び緑化率の制限に関する条例」により建築物の緑化率が定められている区域を除く。

| 区域の範囲 | 緑地の面積の敷地面積に対する割合 | 環境施設の面積の敷地面積に対する割合 | 重複緑地、建築物屋上等緑化施設の緑地面積率算定に用いる緑地への算入割合 |
|--------|------------------|--------------------|-------------------------------------|
| 工業専用地域 | 100分の10以上 | 100分の10以上 | 100分の100以下 |
| 工業地域 | 100分の10以上 | 100分の10以上 | 100分の100以下 |
| 準工業地域 | 100分の15以上 | 100分の15以上 | 100分の100以下 |

ウ) 実施に際し配慮すべき生活環境との調和に関する事項

本市では、八尾市民の環境を守る基本条例（平成8年八尾市条例第16号）、八尾市緑化条例（昭和60年八尾市条例第12号）及び八尾市生活環境の保全と創造に関する条例（平成30年八尾市条例第21号）に基づき、市の良好な自然環境の保全と緑化の推進を図り、また、事業者の責務として「みどりの環境を確保するため、必要な措置を講ずるとともに、市長が実施する緑化施策に協力しなければならない。」ことを規定している。

令和3年4月1日には、脱炭素社会の実現に向けて、2050年度までに市域の二酸化炭素排出量実質ゼロをめざすため、「ゼロカーボンシティ」へのチャレンジを宣言している。更に、令和3年10月27日には、「これからこどもたちの未来」のため、共創と共生の地域づくりの考え方を踏まえ、市民、企業、行政等多様な主体が協働して脱炭素型社会に貢献する情報共有を行うとともに、気候変動への対策等を行うことにより、2050年度までに八尾市域内の二酸化炭素排出量実質ゼロをめざし、脱炭素型まちづくり（ゼロカーボンシティやお）の実現に寄与することを目的に、ゼロカーボンシティやお推進協議会を設立した。

これらの事業取組に基づき、下記の方針を踏まえた取組を特例活用事業者に働きかけることにより、緑地面積率緩和による緑地及び環境保全機能の低下を防ぐ等、周辺環境との調和に配慮することを求めている。

- 特例活用事業者は、八尾市と協定を締結し、相互に当該敷地内の緑化を図るための協力を確認することで、区域内の緑地保全及び推進並びに良好な生活環境との調和を図る。協定締結にあたっては、緑地計画書の提出を求め、協定締結後は更に定期的な計画実施状況の報告及び現地への立入調査を実施し、継続的な緑地計画の推進を担保する。また、協定に対する違反等が見られた場合は、改善指示を行い、実効性のある緑化保全・推進を確保する。

○特例活用事業者は、ゼロカーボンシティやお推進協議会へ入会し、ゼロカーボンに資する事業活動を実践することにより、2050 年度までに八尾市域内の二酸化炭素排出量実質ゼロをめざす取組に貢献する。脱炭素型まちづくり（ゼロカーボンシティやお）の実現に寄与することにより、周辺の生活環境の維持を図る。具体的には、ゼロカーボンシティやおの実現に向けた共創推進にかかる協定を新たに創設し、本協定への締結を求ることにより、再生可能エネルギーの導入や ZEB・ZEF 化、周辺への環境配慮及び取組周知等の、より実効的な環境機能の向上を図る。

